

政府による社会給付に関わる所得制限の横断的整理と課題：

子育て、教育、住宅、就労、生活保護、医療、介護、年金、母子家庭、障害者への給付

Analysis of the Income Caps in the Social Benefits

July 2021

内閣官房兼内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

天達 泰章、磯 龍

本稿は、河野大臣の問題意識及び縦割り110番の要望を踏まえ、学術論文(Working Paper)としてまとめたものである。

「規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート」は、内閣官房兼内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームメンバーの研究成果をとりまとめた資料です。学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図して発表しております。

レポートは、すべて著者個人の責任で執筆されており、内閣官房及び内閣府あるいは規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの見解を示すものではありません。

所得制限の横断的整理

- (別紙)を概観すれば、「医療」や「介護」の社会保険と、「子育て」の社会手当において、「所得制限が無い」ものが多い。「障害者」世帯は、給付停止となる所得制限の限度額が高く設定されている。
- 33の社会給付の所得制限について、先行研究に倣って、普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制に基づいて整理し、分析。
- 分析を踏まえれば、①「所得制限の有無」は整合性が取れている、②所得制限の限度額についても概ね説明が出来る、と言える。

1. 本稿の目的と貢献

1. 33の社会給付の所得制限について、網羅的かつ横断的に整理し、課題を明らかにする。
2. (別紙)は学会だけでなく、行政や一般社会においても稀有であり、貴重な成果。
3. 先行研究に倣って、普遍的制度・選別的制度、拋出制・無拋出制に分類することを試みた上で、所得制限の限度額を考察している点が、学術的な貢献。

2. 所得制限の考え方と各分野の関係

社会保険	社会扶助			
	社会手当(含む社会サービス)		公的扶助	
普遍的制度	普遍的制度		選別的制度	
拋出制	普遍的制度に近い		低所得者対策	
所得制限無し	所得制限無し		所得制限有り	
医療	子育て	教育	住宅	生活保護
介護	障害者		就労	
年金			母子家庭	

- ✓ 普遍的制度: 収入と無関係に給付
- ✓ 選別的制度: 収入が一定水準以下の場合に限って給付
- ✓ 拋出制: 保険料を財源
- ✓ 無拋出制: 一般財源を財源

中間的な性格。普遍的制度に近い

3. 所得制限の限度額の考え方

	普遍的制度	選別的制度	
		普遍的制度に近い	低所得者対策
拋出制	所得制限無し	所得制限限度額: 高・中位	所得制限限度額: 低位
無拋出制	所得制限無し	所得制限限度額: 高位	所得制限限度額: 中・低位

- ✓ 選別的制度では、普遍的制度に近い制度は、所得制限の限度額が高くなり、低所得者対策の目的が強い制度は、所得制限の限度額が低くなる。

4. 例: 母子世帯における所得制限

制度名	普遍的制度・選別的制度	拋出制・無拋出制	設定単位	所得制限: 限度額年収ベース(万円)				給付停止 所得制限有無
				全額給付		一部給付		
				限度額	限度額根拠	限度額	限度額根拠	
子育て 児童扶養手当	選別的	無拋出制	個人単位	216	母子世帯主の中央値	413	女性正規労働者の平均	所得制限有
就労 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	選別的	無拋出制	個人単位	413	女性正規労働者の平均	--	--	所得制限有
就労 自立支援教育訓練給付金	選別的	無拋出制	個人単位	413	女性正規労働者の平均	--	--	所得制限有
就労 高等職業訓練促進給付金等事業	選別的	無拋出制	個人単位	216	母子世帯主の中央値	413	女性正規労働者の平均	所得制限有
年金 遺族基礎年金	選別的	拋出制	個人単位	850	厚生年金被保険者の上位10%	--	--	所得制限有
年金 寡婦年金	選別的	拋出制	個人単位	850	厚生年金被保険者の上位10%	--	--	所得制限有
他 母子生活支援施設入所費用	選別的	無拋出制	世帯単位	204	住民税非課税世帯	2,633	児童福祉法に基づく	所得制限有

明確な根拠
かつ分野で
統一

- ✓ 児童扶養手当等は、低所得者対策の目的から、限度額は低い。
- ✓ 遺族年金等は、故人による社会保険料の一部納付を前提としていることから拋出制のため、限度額が高い。

所得制限の課題

- 限度額の根拠は、①低位(年収300万円以下)の限度額の根拠は住民税非課税世帯、②中位(年収400~600万円)の限度額の根拠は収入の平均、③高位(年収800万円以上)の限度額の根拠は収入の10~20%、と整理できる。しかし、8の社会給付において、所得制限における限度額の根拠が経済的な観点で見出せなかった。
- 大学無償化(私立大学生自宅外)について、所得再分配後の実質的な収入が年収300万円と年収400万円の世帯で逆転している。
- 「住民税非課税世帯の壁」がみられる。例えば、共働き世帯における保育料では、妻の年収が100万円超となると住民税が発生し、保育料は無料から年間12万円程度になる。そのため、世帯の可処分所得は逆転する。

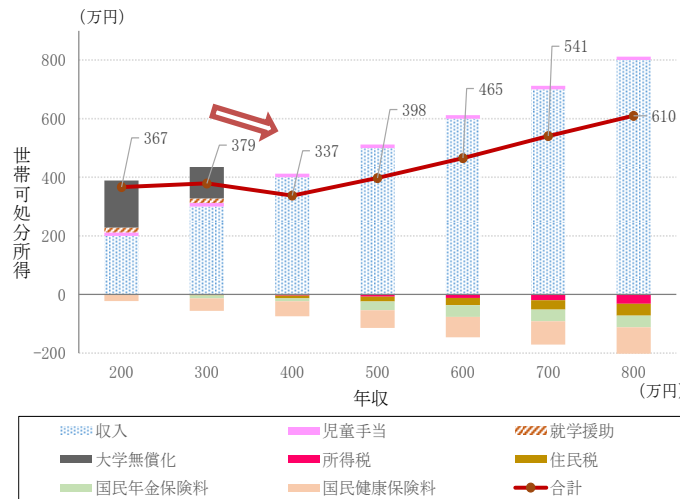
1. 所得制限限度額の根拠

制度名	設定単位	所得制限:限度額年収ベース(万円)	
		限度額	限度額根拠
児童手当(2022年10月以降)	個人単位	1,200	配偶者特別控除1,195万円等を参照し総合的に設定
副食費免除	世帯単位	360	--
就学援助	世帯単位	442	準要保護基準(生活保護基準340万円×1.3)
助産施設入所費用	世帯単位	2,633	児童福祉法に基づく
母子生活支援施設入所費用	世帯単位	2,633	児童福祉法に基づく
特別児童扶養手当	個人単位	771	母子福祉年金に準拠
障害児福祉手当	個人単位	901	老齢福祉年金に準拠
特別障害者手当	個人単位	901	老齢福祉年金に準拠

- ✓ 特別児童扶養手当や障害者福祉手当、特別障害者手当は、廃止・形骸化した60年前の制度を根拠。

人口構成や社会環境の変化などを踏まえたものになっているか、検証の上、見直していくべき

2. 大学無償化による可処分所得の逆転

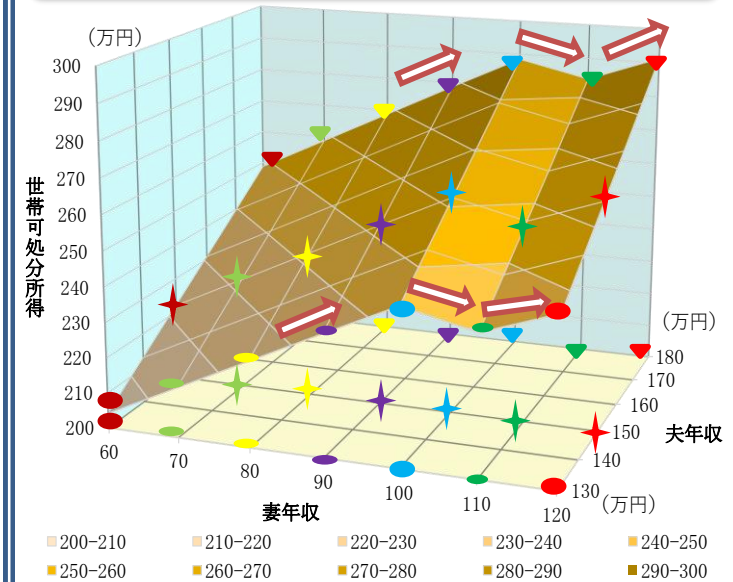


(注)親二人(専業主婦の配偶者)と子二人(私立大学生自宅外と中学生以下)で構成。

- ✓ 私立大学生で自宅外に居住している場合、全額給付で161万円を給付。

給付額と所得制限の複数段階制をより細かくしていく、などの対応が考えられる

3. 「住民税非課税世帯の壁」の一例



(注)親二人(共働き)と子二人(2歳と4歳)で構成。

世帯可処分所得は、児童手当、保育料、所得税、住民税、国民年金保険料、国民健康保険料を考慮して算出。

「年収103万円、106万円、130万円、150万円の壁」なども踏まえて、更に分析を深めていきたい